

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|----------|-----------------------|------|--|---|
| 1 | 000 全般 | 4-2-84 ～ 4-2-85 | 小泉委員 | 本件の特徴は、予定ルート帯が三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区、湖西連峰鳥獣保護区、松見ヶ浦鳥獣保護区の4箇所鳥獣保護区を横断することにあります。このため、道路の建設が鳥獣保護区の機能低下を招かないよう配慮する必要があります。特に、松見ヶ浦鳥獣保護区を除く鳥獣保護区の設置区分は「森林鳥獣生息地」となっていることから、道路が鳥獣類の移動に及ぼす影響は、重要な種にとどまらず保護区に生息するすべての鳥獣に及ぶ可能性があります。移動の障害は、行動圏を縮小させ遺伝子交流を妨げ、種の存続可能性に影響する場合がありますので、十分留意してください。 | 動物の移動障害については、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 準備書では、表4-2-42に指定区分を追加します。 |
| 2 | 000 全般 | 5-1 ～ 5-7 | 岸本委員 | 配慮書時点では、案①～③の中で動物においては案②及び案③が案①に比べて影響が少ないとされていますが、植物と生態系においては影響が同程度と結論づけられました。この結論には疑問が残ります。案①には梅田北湿地を含む、湧水湿地群や高山の森林など明らかに残り2ルートより生物多様性豊かな生態系・植生が存在します。ルート検討にはこのことを踏まえた慎重な判断を強く要望します。 | 配慮書及び方法書に記載のとおり、保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。 なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 |
| 3 | 000 全般 | 3-25 | 斉藤委員 | 「特に、静岡県・愛知県境に位置し、大部分が浜名湖県立自然公園に含まれる弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。」との記載があります。トンネルの掘削による環境への悪影響が懸念される際には、ルート変更も視野に入れてほしいと思います。 | 今後の環境影響評価の中で、検討された計画路線を対象にして調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境影響の回避または低減を図ります。 |
| 4 | 000 全般 | 5-6 | 坂東委員 | 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果によると、道路の存在による動物への影響の程度が最も懸念されるとあるルートに決定しました。住民意見の中でも自然環境(動植物・生態系)に関する意見が最も多かったことから、影響を低減ではなく、回避できるよう、さらなる努力をお願いします。 | 今後の環境影響評価を進める中で、保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。 なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 |
| 5 | 000 全般 | — | 中村委員 | どのような方法を取り、どういった地点で、いつ調査を行うのか、が明らかになっていなければ、具体的な審査ができない。 | 各評価項目の調査方法、調査地点、調査時期については、方法書第8号に記載しています。 |
| 6 | 012-1 騒音 | 8-11 | 龍田委員 | 予測地点・調査地点について、説明を追加して下さい。 予測地点・調査地点として想定している代表断面の位置を示して下さい。 「道路構造、交通条件が変化するとに区間を区切り」とありますが、交通条件をどのように設定するかを示して下さい。 騒音源である時間交通量の予測方法・測定方法を示して下さい。 | 今後詳細なルートや構造を検討した後に、道路環境影響評価の技術手法に基づき、予測地点・調査地点・予測方法等を定めていく予定であり、準備書にてお示しします。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
(対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|-------------------|----------------------------|------|--|--|
| 7 | 012-1 騒音 | 8-11 | 龍田委員 | 調査期間等として「1年間を通じて平均的な…」とありますが、平日と休日を分けて設定するかを示して下さい。 | 道路環境影響評価の技術手法に基づき、土曜日、日曜日、祝日を除く平日を想定しています。 |
| 8 | 016 その他大気環境 | — | 竹内委員 | 視察会の時に申し上げましたが、傾斜農地において道路盛土が斜面を横切って造成される場合、冷気が滞留することになると栽培果樹等に冬期に問題を引き起こすことが懸念されます。冷気の停滞を極力防ぐ盛土の構造と通気処理にご配慮をお願いする場合は生じる可能性が考えられます。 | 道路環境影響評価の技術手法に基づき環境影響評価項目・手法を選定しています。 なお、本件については、事業を進める中で、他の事例等を確認しながら必要に応じて配慮します。 |
| 9 | 041-1 土地の安定性 | 4-2-97 | 今泉委員 | 事業対象地には土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などが含まれていますが、図を提示して検討を終わりにするのではなく、計画を具体化する際には、災害のリスクについて十分に留意してください。 | 土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等における災害リスクについては、今後、事業を進める中で関係機関と調整し、適切に対応します。 |
| 10 | 042 地下水の変化 | 8-17 | 秋山委員 | 環境影響評価を行う項目に地下水の水位とあるが、近隣に湿地などがある場合には、水の流入量や湿地の水位なども調べる方が良いと思います。また、トンネルなどの工事では、その上部を通る河川の水位なども監視する必要があると思います。 | 静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針では、地下水で湿地を対象としていないことから、湿地への水の流入量・水位などの調査は選定しておりませんが、道路位置や道路構造が決定した段階で、湿地（梅田北湿地）に影響が生じる可能性がある場合には、調査の必要性を検討していきます。現時点では構造が未決定であり、トンネルの有無は確定していませんが、トンネル工事での河川の水位の監視については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、その必要性を検討します。 |
| 11 | 042 地下水の変化 | 8-16～8-18 | 今泉委員 | 水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、事業の影響を適切に評価できるよう、事業前、事業中、事業後において、十分な期間の観測を行ってください。 またこれらの観測は、事業の影響が生じやすいと考えられる、事業対象地に近接した場所において実施してください。 | 水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、実施の必要性を検討します。 |
| 12 | 046 貴重な地形及び地質 | 4-1-65 | 森下委員 | 図4-1-21 は、配慮書に対する意見で「地質図を出してください」と要望して掲載された地質図ですので、図4-1-21 「表層地質図」を図4-1-21 「地質図」としてください。 | 準備書で対応します。 |
| 13 | 046 貴重な地形及び地質 | 4-1-66 4-1-67 4-1-68 | 森下委員 | 「日本ペトロロジー学会」は「日本ペドロロジー学会」です。Pedologyです。 | 準備書で対応します。 |
| 14 | 047 その他地形及び地質（湿地） | 8-23 | 岡田委員 | 重要湿地に及ぼす影響をどのように調査するか教えてください。 | 梅田北湿地は、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」とされています。調査地域には梅田北湿地を含んでおり、8-21～23の調査手法に基づいて動植物を調査します。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|-------------------|--------------------------------------|------|--|--|
| 15 | 047 その他地形及び地質(湿地) | 4-2-93 | 竹内委員 | 重要な湿地である梅田北湿地の水収支に影響のないように、ルート選定などをお願いします。地下水脈なども考慮する必要があると考えられます。 | 保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 |
| 16 | 051 動物 | 4-1-6～ 4-1-70 4-1-83 4-1-92 | 岸本委員 | 昆虫類の重要な種の確認記録及び詳細な位置を特定するに当たり、下記の文献を参照・引用してください。少なくともベニイトトンボやフタスジサナエなどの種の分布情報が掲載されています。平井剛夫・福井順治・諏訪哲夫 編著、2018. 静岡県昆虫集録-駿河の昆虫編- | ご紹介いただいた書籍を確認し、必要に応じて準備書で対応します。 |
| 17 | 051 動物 | 4-1-92 4-1-94 | 竹内委員 | ハッチョウトンボの生息地の位置と植生図(8モチツツジ-アカマツ群落またはL工場地帯)について、相関がないように見受けられました。ハッチョウトンボは低草湿地を好む種です。ご確認ください。 | ハッチョウトンボの生息位置が確認できた資料は「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書」(環境庁、昭和56年)であり、植生図が作成された「第6、7回自然環境保全基礎調査植生調査」(調査年次2000年、2010年)より古いため、近年は生息位置の植生が変化したことが考えられます。なお、現地調査において、現況の植生とハッチョウトンボ等重要な種の生息状況を確認します。 |
| 18 | 051 動物 | 4-2-85 | 坂東委員 | 図4-2-23に、特定猟具(銃)使用禁止区域の指定箇所も記載してください。 | 準備書で対応します。 |
| 19 | 051 動物 | 8-1 | 秋山委員 | 両性・爬虫類の項目にイドミズハゼの記載があるが、魚類・底生動物の項目の間違い。 | 準備書で対応します。 |
| 20 | 051 動物 | 8-2 | 岸本委員 | 「弓張山地では、重要種の地中性昆虫類の確認記録がある」とありますが、具体的な種を教えてください。 | 静岡県レッドデータブックに掲載されている種はいませんが、愛知県レッドデータブックには以下の種が掲載されており、県境愛知側の弓張山地で分布が確認されています。 ・ハバメクラチビゴミムシ(国:リスト外、愛知県:絶滅危惧ⅠB類) ・ジャアナヒラタゴミムシ(国:絶滅危惧Ⅱ類、愛知県:絶滅危惧Ⅱ類) ・ホラズミヒラタゴミムシ(国:リスト外、愛知県:絶滅危惧Ⅱ類) |
| 21 | 051 動物 | 8-1 ～ 8-2 | 小泉委員 | 専門家の助言も移動に関する問題にふれていない点で適切ではありません。 | ご意見を踏まえ、専門家の助言を受けながら、引き続き適切に環境影響評価を進めてまいります。 |
| 22 | 051 動物 | 8-21 | 秋山委員 | 動物相調査の中で、魚類の調査時期が春・夏・秋となっているが、用水路などの水位を落とす冬季に、底生性の魚類、貝類などの調査を行ったほうが良い。特にこの地域はスジシマドジョウ東海小型種族、ホトケドジョウ、ナガレホトケドジョウ、ドブガイ類などの生息の可能性が。これらは、冬季の方が採集しやすい。 | 専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|---------|---------|------|--|--|
| 23 | 051 動物 | 8-23 | 岡田委員 | 季節による生息地の移動を考慮する必要があります。特に冬眠・越冬のため移動する種について、冬眠・越冬場所を調査してください。 | 専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。 |
| 24 | 051 動物 | 8-21 | 小泉委員 | 章別No1を懸念する静岡県知事と湖西市長の意見に対して、事業者は「動物の移動についても考慮します」「具体的な調査の手法等を検討し、方法書第8章に記載しました」と回答していますが、第8章の調査方法には関連する記述がなく適切ではありません。回答に沿って調査の手法、予測の手法、評価の種法を記述してください。 | 動物の移動を考慮するにあたり、調査については、「調査手法」に示した「目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法」等により移動の阻害が懸念される哺乳類の分布を把握します。また、予測については、「予測の基本的な手法」に示したとおり、「道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、(中略)重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握」することにより実施します。 |
| 25 | 051 動物 | 8-21 | 小泉委員 | 工事予定地域には、ニホンジカとイノシシが生息しており、法面の緑化工に被害を及ぼし工事終了後も道路敷内に侵入する可能性があるもので、2種も調査対象とした方がよいと考えます。 参考資料：第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）令和4年3月静岡県 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）令和4年3月静岡県 | ニホンジカ、イノシシについては、生態系の注目種として、移動経路の分断の観点から、調査・予測・評価を実施することを検討します。 |
| 26 | 051 動物 | 8-21 | 小泉委員 | カワネズミは直接観察、痕跡確認とも困難な種です。カメラトラップを使用する他、環境DNAを用いる方法が提案されています。たとえば、 https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research-news/2020-09-07-0 | 静岡県レッドデータブックによると、カワネズミの分布は浜松市では天竜川水系の上流部の溪流で確認されており、当該地域での記録に関する記載はありませんでした。このような文献調査の結果を踏まえ、カワネズミについては、道路環境影響評価の技術手法に基づき、目撃法、フィールドサイン法で調査を実施します。 |
| 27 | 051 動物 | 4-1-123 | 斉藤委員 | 地域の注目種としてゲンジボタルが記載されています。観察される場所は特定されていないようですが、事業実施区域には清流が多いので、多くの場所でホタルが観察されると思います。特に、北限群生地のトキワマンサクの群生地付近には生息している可能性が高いです。事前に調査して環境保全に努めて下さい。 | 方法書p8-21の記載のとおり、昆虫類で夜間調査(ホタル類)を行う予定です。道路環境影響評価の技術手法を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 |
| 28 | 051 動物 | 8-4 | 坂東委員 | 現地視察できませんでしたが、今川から日比沢川の間の実施区域は山間部で、事業地までの道路新設や既存道路の拡幅などが特に必要と思われる。事業予定地の大半は鳥獣保護区に指定されていることから、動物、植物、生態系への影響が懸念されます。環境影響評価の項目に選定された工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置の項目に関して充分調査してください。 | 専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。 |
| 29 | 051 動物 | 8-21 | 坂東委員 | 鳥類(猛禽類)調査において、サシバ等のタカの渡りルート上にあることを現地調査で確認し、評価書までに記載してください。 | 道路環境影響評価の技術手法、サシバ保護の進め方、県市技術指針において、サシバの渡りを調査対象とする記載はなく、サシバの渡りを対象とした調査は予定していません。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|---------|-------------------|------|---|---|
| 30 | 051 動物 | 8-21 | 坂東委員 | 事業予定地で浜名湖に近接しているエリアがありますが、静岡県内でガンカモ類の飛来数が最も多い浜名湖への工事の影響について、充分調査してください。また、浜名湖に流れ込む今川(もしくはほかに該当する小河川)の河口では、シギやチドリの重要種やコアジサシの飛来にも注意してください。 | 調査地域内の浜名湖や今川河口については、専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施します。 |
| 31 | 051 動物 | 8-21 | 坂東委員 | 弓張山地や湖西連峰から流れ出た中小河川を横切ると推察しますが、森林部にはミゾゴイ、アカショウビン、ヤイロチョウが生息している可能性もあります。早春、春の調査では、録音機材を使った調査も併用してください。 | 道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施することとしており、録音機材の使用は予定していません。 |
| 32 | 051 動物 | 8-21 | 坂東委員 | 事業予定地にはオオタカ、サンコウチョウが営巣する森がある可能性が高いと聞いています。地元自然保護団体や有識者等への情報収集も進め、営巣地を回避できるよう設計してください。 | 保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて環境保全措置を検討します。 |
| 33 | 052 植物 | 4-1-95 4-1-115 | 岸本委員 | 「植物の重要な種」として「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」とありますが、天然記念物の情報としてトキワマンサクの分布地が特定できています。種の分布として加えておいた方が良いかと思えます。 | 天然記念物については「重要な植物群落等」で整理・把握しており、「トキワマンサク北限群生地」等の天然記念物の位置はp. 4-1-115に記載しています。 |
| 34 | 052 植物 | 4-2-70 | 竹内委員 | 表4-2-39のNo. 19 天然記念物(浜松市) 玉洞寺のサザンカ については浜松市のホームページで確認できませんでした。ご確認ください。 | 浜松市のホームページには主な文化財のみが紹介されており、浜松市と調整し、「浜松市文化財分布図」(2018, 浜松市教育委員会)を参照しました。「浜松市文化財分布図」に位置が記載されているとおり、玉洞寺のサザンカを方法書に記載しました。 |
| 35 | 053 生態系 | 4-1-121 | 秋山委員 | 生息が想定される動植物は実際の調査ではつきりすると思いますが、チョウでは、ウラナミジャノメやヒメヒカゲの生息も考えられます。魚類でもスジシマドジョウ東海小型種、ホトケドジョウなども可能性があります。湿地や休耕田などではミズオオバコやミクリなどの水田雑草といわれている希少種の生息の可能性もありますし、湿地及び水路などではドブガイ類などの淡水二枚貝類の生息の可能性もあります。ここにどれだけ入れるのかわかりませんが、できるだけ網羅するのであれば、専門家に意見を求めもう少し種を加えたほうが良いかもしれません。 | 道路環境影響評価の技術手法では、生態系の環境影響評価の目的は「普通種を含む全ての生物の生息・生育環境の保全を図ることを目的とする」とされており、表4-1-57では、代表的な動植物を記載しています。 |
| 36 | 053 生態系 | 4-1-121 | 秋山委員 | 汽水面にヤマトヌマエビの名前がありますが、一般的にヤマトヌマエビは河川中流から上流に生息しています。ゾエア幼生の時には汽水域に入りますが、一般的に生息ということでは汽水域に入れるのは間違っていると思います。 | 準備書で対応します。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|---------|---------------------|------|---|---|
| 37 | 053 生態系 | 4-1-116 4-1-119 | 岸本委員 | 自然環境の類型化、生態系エリアの区分について、この整理で良いか検討が必要と考えます。特に10草地（陸水域）には浜名湖周辺湧水湿地群が含まれますが、この湿原植生（p.4-1-91）は単に草地としてではなく、湿原植生として認識、評価する必要があると考えます。 | 類型化は環境省の1/25,000植生図を基に検討していますが、「浜名湖周辺湧水湿地群」は植生図で確認できませんでした。しかし、文献調査の結果から、湿地植生があることを認識しており、山地一樹林主体の大きな括りでの生態系のうちの「特殊性」として想定しました。したがって、準備書において浜名湖周辺湧水湿地群については、生態系の「特殊性」の中で湿地特有の注目種・種群を選定し、技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 |
| 38 | 053 生態系 | 4-1-121 | 岸本委員 | 章別No15と関連してヌマガヤ、ミカワバイケイソウが「山地一樹林主体」の特殊性の注目種・群集として、またミドリシジミが同生態系区分の典型性を著すものとして選定されていますが、これらは湿原植生の注目種・群集として扱うべきかと考えます。また「等」とは何か？特殊性を示すものがこの提示だけで良いかは検討が必要と考えます。 | 類型化は環境省の1/25,000植生図を基に検討していますが、「浜名湖周辺湧水湿地群」は植生図で確認できませんでした。しかし、文献調査の結果から、湿地植生があることを認識しており、山地一樹林主体の大きな括りでの生態系のうちの「特殊性」として想定しました。「浜名湖周辺湧水湿地群」が「山地一樹林主体」に含まれることを踏まえ、ヌマガヤ、ミカワバイケイソウを東海丘陵要素植物の代表種として、本欄に記載しています。湿地環境が存在することは認識していますので、準備書では必要に応じて植生の類型区分や生態系区分の表記の見直しを検討します。また、「ミカワバイケイソウ等」の記載は、出典である「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省HP）の「浜名湖周辺湧水湿地群」の選定理由に関する記載から引用しており、具体的には、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケ等の東海丘陵要素植物を想定しています。 |
| 39 | 053 生態系 | 4-1-121～ 4-1-123 | 岸本委員 | 「自然環境の類型区分と生息・生育が想定される動植物」及び注目すべき「種・群集」はどのような検討過程を経て抽出したものでしょうか？スコーピングの進め方根拠、検討過程を示してください。 | 道路環境影響評価の技術手法に基づき、文献調査による確認種のうち、生態情報が明らかで、自然環境の類型区分それぞれに生息・生育が想定される種を抽出しました。そのうち、生態系の上位に位置する動物を上位性の注目種・種群に、その生態系の特徴を典型的に表す種、個体数が多いことが予想される種などを典型性の注目種・群集に、質的に特殊な環境（湧水湿地など）に依存する種などを特殊性の注目種・種群として想定しています。 |
| 40 | 053 生態系 | 4-1-123 | 岸本委員 | 章別No17と関連しますが、ここで抽出された注目種・群集はほとんどがそれぞれの生態系区分を代表するものが選定されておらず、複数の生態系区分にまたがるものが選ばれています。これでは、それぞれの生態系の上位性や典型性を評価・議論することはできません。対象種・群集と根本的な再検討が必要と考えます。 | 章別No17に記載のとおり選定しました。 |
| 41 | 053 生態系 | 8-21 | 岡田委員 | 動物相の状況に関する現地調査では、必要に応じて（種の特徴に応じて）環境DNA調査を行ってください。 | 道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施することとしており、環境DNA調査の実施は予定していません。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
(対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|---------|---------|------|--|--|
| 42 | 053 生態系 | 8-23 | 岸本委員 | 章別No18と同様ですが、生態系の状況の調査のための「注目種・群集」については、再検討が必要と考えます。 | 章別No17に記載のとおり選定しました。 |
| 43 | 061 景観 | 4-2-82 | 竹内委員 | ” 県西端、浜名湖の湖岸景観と愛知県境湖西連峰の森林景観を中心に野外レクリエーションを主体とする公園です。浜名湖は、太平洋側で最大の汽水湖で、出入りの多い湖岸線を持ち、周辺の樹林、田園景観を背景に、美しい景観を呈し、浜名湖の西方には湖西連峰が連なり優れた森林景観を呈しています。” のコンセプトに影響のないように、景観維持にご配慮をお願いします。 | ご意見を踏まえ、浜名湖を景観資源として選定し、技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 |
| 44 | 061 景観 | 8-24 | 東委員 | 当該事業エリアには、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域です。「工事の実施」「土地又は工作物の存在及び共用」において、道路構造、ジャンクション設置により、大きく改変され、方法書に記載通り、景観への影響は大きいと考えられます。方法書記載通り、景観資源、眺望及び景観資源に影響がでない事業計画を検討してください。また建設される道路構造物においては、当該地域の周辺景観と調和し、より付加価値を高める文化的景観を創出する建設・整備になること期待します。浜松市、湖西市、三ヶ日町の貴重な景観資源として位置づけられている点から、各自治体はじめ、関係各位へのヒアリング等を実施し、調査を進めて下さい。 | 景観については、技術手法に基づき、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。文献調査では、歴史的風致による文化的景観として、自治体から紹介のあった「浜松市歴史的風致維持向上計画」や「静岡県の文化的景観総合調査報告書」等の内容を踏まえ、眺望点及び景観資源を把握をしています。(p4-1-125)。 |
| 45 | 061 景観 | 8-25 | 東委員 | 当該事業エリアには、「人と自然との触れ合いの活動の場」として、湖西連峰ハイキングコースは、年間数万人が訪れるハイキング・トレッキングの名所であり、遠州灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった海、山、川、里、湖を有する美しい眺望とともに史跡等が集積する文化的風土を有するエリアです。一年間を通じ利用が見込まれますが、利用が多い時期を選び調査を実施してください。 | 技術手法に基づいて、「人と自然との触れ合いの活動の場」の特性等を踏まえ、それらが適切に把握できる時期を設定します。 |
| 46 | 071 文化財 | 4-1-114 | 斉藤委員 | 北限群生地のトキワマンサクや玉洞寺のサザンカが実際に開花している状態の現地の写真があると具体的にイメージしやすいので、今後掲載してください。 | 準備書で対応します。 |
| 47 | 071 文化財 | 4-2-70 | 斉藤委員 | 事業実施区域やその周辺には、埋蔵文化財が多く存在することから今後も新たに発見される可能性が高いと思われます。埋蔵文化財保護法を遵守することはもちろんのこと、埋蔵文化財の保全維持のためには工期の延長やルート変更も視野に入れて下さい。 | 工事実施にあたり新たな埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき、適切に対応します。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|---------|--------|------|---|--|
| 48 | 071 文化財 | — | 東 委員 | 当該事業エリアには、多くの有形、無形文化財として地域固有の祭礼行事や文化的な活動が受け継がれています。豊かな自然環境と一体になった市民の織りなす伝統的活動の文化的土壌として、対象範囲を関係者、各団体等への丁寧なヒアリングにより調査を実施してください。 | 調査については、静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針に基づき、文化財に影響を及ぼすと予想される地域において、資料調査及び現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討します。 |
| 49 | 999 その他 | 3-1 | 斉藤委員 | 愛知県の環境影響評価審査がどのように進行しているかわかりませんが、静岡県と同様に愛知県にも案1 西側ルートが提案されると思います。愛知県が、県境部分のルート案を受け入れない場合はどうなりますか。 | ルートについては、計画段階評価の手続きにおいて対応方針が決定されており、静岡県区間・愛知県区間をあわせた浜松湖西豊橋道路全体として案1 西側ルートが選定されています。したがって、愛知県区間についても案1 西側ルートを選定し、方法書手続を実施しています。 |
| 50 | 999 その他 | 8-21 | 岸本委員 | 昆虫類の調査に当たっては正確な種同定のためにサンプルを採集することがほとんどです。そうして採集されたサンプルは地域の自然史情報の貴重な資料となりますので、標本化して、公共機関に保存することを強く要望します。他の分類群においても採集を伴ってサンプル収集したものについては同様の配慮をお願いします。 | 標本については、関係機関等からの申出があった場合には対応を検討します。 |
| 51 | 999 その他 | 4-2-82 | 竹内委員 | 浜名湖県立自然公園の区域内における工事については、捕獲や採取等が規制されている動植物の扱いについて、留意されるようにお願いします。 | 浜名湖県立自然公園の区域内における工事については、捕獲や採取等が規制されている動植物の扱いについて留意します。 |
| 52 | 999 その他 | 4-2-95 | 竹内委員 | 保安林の健全な維持のために、林内を貫通する工事が必要な場合は、空中湿度の確保や日射量の改変への配慮が重要となります。バッファゾーンの植生部分にはご配慮をお願いします。 | 保安林については、今後、事業を進める中で関係機関と調整します。 |
| 53 | 999 その他 | 3-2 | 森下委員 | 2024. 7. 31の現地視察時の説明では、幅1kmの範囲内に道路がつくられるとのことでした。広範囲だと具体的な環境影響評価を行いにくいと思います。方法書の審査会においては「参考資料」として、最新の検討結果を踏まえた情報を出していただくようお願いします。オーソライズされたものでなくて結構ですが、事業者が考えるその時点での合理的な考えを聞くことは審査に有益だと思います。このことは以下の3-14に記載した問題を教訓として、よりワーカブルな審査を行うために有益だと考えます。 | 具体的な案を示すことにより、議論が深まるかと思いますが、不確定な資料を提示し、議論を混乱させることもあるかと思いますが、検討段階の資料を現時点ではお示しすることはできません。 |

環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

| No. | 環境要素 の区分 | ページ | 意見元 | 意見等 | 都市計画決定権者の見解 |
|-----|-------------|------|------|--|--|
| 54 | 999 その他 | 3-14 | 森下委員 | <p>当初3ルートが考えられたとのことで、配慮書にはその3ルートが並列で示されていました。このため、審査会ではあまりに広い範囲を扱うこととなり、議論が混乱した経緯があります。しかし、配慮書の審査会が開かれた時にはこの3ルートの中の「西側ルート」が既に「原案」とされ、「静岡県をはじめとして浜松市や湖西市などの関係自治体全てがこの原案に同意していたこと」を後から知らされました。そうであれば審査会の時点で「原案」を示すべきであり、そうしていれば、よりワーカブルな議論がなされたのではないのでしょうか。環境影響評価審査会の役割はルート帯を決定することではないことに留意する必要があります。</p> | <p>御指摘いただいた意見を踏まえて、その時点でお示しできる資料を精査してまいります。ただし、現時点において、詳細なルートや構造については、検討段階であり、資料にてお示しすることはできません。</p> |